

衆議院の比例代表選出議員の定数削減を強行しないよう求める意見書

衆議院では、議長の下に設置された衆議院選挙制度に関する協議会（以下「協議会」という。）において、令和7年国勢調査確定値の公表が予定される9月をめどに選挙制度改革の結論を得るべく、各党、各会派で議論されています。自由民主党と日本維新の会は、1年以内に協議会で結論が出なければ、比例代表選出議員の定数を45削減とする衆議院議員の選挙制度改革及び定数削減に関する法律案（以下「法律案」という。）を先の特別国会に一方的に提出しました。本年、秋の臨時国会においては、衆議院議員の定数削減の取扱いが焦点の一つになると見込まれています。

本来、政治に対する国民の信頼を回復させるため、企業・団体献金の見直しが求められているところ、改革のセンターピンを衆議院議員定数削減にすり替えることは許されません。

選挙制度とは、国民が主権者として政治に参加するための、議会制民主主義の基盤となるルールそのものです。そのルール変更にあたって十分な議論を尽くすことなく、与党だけで単なる数合わせで定数削減ありきの結論を先取りしようとすることは、議会制民主主義の否定にほかなりません。議員定数は選挙制度と不可分一体のものであり、1票の格差是正や衆・参議院の役割分担を含む抜本的な選挙制度改革を差し置いて、定数削減のみを先行させる手法は議論の筋道をたがえるものです。

衆議院の小選挙区比例代表並立制は、民意の集約と多様な民意の反映のため、小選挙区と比例代表の定数について、おおむね3対2の割合となっています。比例代表定数の大幅な削減は、死票を増大させ、多様な民意を切り捨てることにつながるとともに、巨大与党が有利になるだけでなく、政治から新陳代謝を失わせることになりかねません。

よって、国会及び政府は、法律案の成立を強行するのではなく、協議会において、各党、各会派との合意形成を図りながら、あるべき選挙制度改革と議員定数の在り方について、一体的かつ丁寧に議論を尽くすよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和8年9月18日

枚方市議会議長 大 地 正 広

〈提 出 先〉

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内閣総理大臣

総 務 大 臣